

親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 五千五百円

第百六十九条第二項中「第百六十五条第一項第二号」の下に「及び第四号」を加える。

附則第五条第一項中「証券投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第四項に規定する証券投資信託及びこれに類する同条第二十八項に規定する外国投資信託)を」「又は証券投資信託(同法第二条第一項第十三号に規定する証券投資信託)に改め、「若しくは特定投資信託(法人税法第二条第二十九号の三に掲げる信託をいう。以下この条において同じ。)」を削り、「所得税法第九条第一項第十一号」を「同法第九条第一項第十一号」に改め、「又は特定目的信託(資産の流動化に関する法律第二条第十三項に規定する特定目的信託をいう。以下この条において同じ。)」の収益の分配」を削り、「所得税法第二十四条」を「同法第二十四条」に改め、同項第一号中「特定株式投資信託」を「又は特定株式投資信託」に改め、「又は特定投資信託」及び「及び特定目的信託の収益の分配」を削る。

附則第五条の四中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

附則第五条の五第一項第三号中「第四十一条の二の二」の下に「第四十一条の三の二」を加え、「若しくは第四十一条の十九の二」を「第四十一条の十九の二若しくは第四十一条の十九の三」に改める。

附則第九条第二項中「第三十一条の二第二項第十一号から第十六号まで」を「第三十一条の二第二項第十二号から第十七号まで」に改め、同条第三項中「第三十六条の五から第三十七条まで」を「第三十六条の五、第三十七条」に改め、同条第四項中「第三十一条の二第二項第十一号から第十六号まで」を「第三十一条の二第二項第十二号から第十七号まで」に改める。

附則第十一条の二の二第一項中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改める。

附則第十一条の二の三第一項中「平成十九年十二月三十一日」を「平成二十一年十二月三十一日」に改める。

附則第十四条の二中「同条第四項第二号イ」を「同条第三項第二号」に改める。

附則第十七条の三第一項中「住宅金融公庫」を削る。

附則第十八条第一項を削り、同条第二項中「平成十八年七月一日以後に売渡し等が行われた」及び「及び前項」を削り、同項を同条とする。

附則第二十一条第二項中「附則第十九条第一項に規定する電気自動車等」を「電気を動力源とする自動車で施行規則で定めるもの」に、「平成十一年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」を「平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に改め、同条第八項中「道路運送車両法第四十条第三号に規定する」を削り、「同法」を「道路運送車両法」に、「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「前三項」を「第二項から前項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「附則第十九条第四項に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。))が同項に規定する」を「エネルギー消費効率が」に改め、「(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。))」を削り、「排出量が同項」を「排出量が附則第十九条第四項」に、「第二項又は第三項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「内燃機関」を「次に掲げる特定自動車(内燃機関)に、「(以下この項において「特定自動車」という。))をいう。以下この項において同じ」に、「平成十一年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」を「平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める率」を「当該特定自動車(バス、トラックその他の施行規則で定めるものである場合にあつては百分の二・七を、当該特定自動車(乗用車その他の施行規則で定めるものである場合にあつては百分の一・八(当該取得が平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に行わ

れた場合にあつては、百分の二」に改め、同項各号を次のように改め、同項を同条第四項とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成十七年特定軽量車基準」という。）に適合すること。

ロ 窒素酸化物の排出量が平成十七年特定軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ハ 附則第十九条第四項に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同項に規定する基準エネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

二 車両総重量が三・五トンを超える特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成十七年特定重量車基準」という。）に適合すること。

ロ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年特定重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ハ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。
附則第二十一条第二項の次に次の一項を加える。

3 次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車）で施行規則で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十九年四月一

日から平成二十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第四百四十二条の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

一 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量（以下この条において「車両総重量」という。）が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの

二 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、規則で定める日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

第二条 この条例による改正後の佐賀県税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例（第四十六条の十第一項、第五十一条の四第四号、第五十七条第二項及び第三項、第七十二条の二、附則第五条の四、附則第十一条の二の二第一項、附則第十一条の二の三第一項、

附則第十七条の三第一項、附則第十八条並びに附則第二十一条の改正規定並びにこの条から附則第五条までの規定に限る。)の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の県民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税、施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した計算期間分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第三条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに施行日以後の解散(合併による解散を除く。以下この項において同じ。)による清算所得に対する事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。)について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに施行日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

2 施行日から信託法(平成十八年法律第百八号)の施行の日の前日までの間における新条例第五十一条の四第四号の規定の適用については、同号中「第七十二条の第二十項第五号」とあるのは、「第七十二条の二第九項第五号」とする。

(不動産取得税に関する経過措置)

第四条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 施行日前にされたこの条例による改正前の佐賀県条例(以下「旧条例」という。)第五十七条第二項の規定による家屋の新築後最初に行われた住宅金融公庫に対する請負人からの譲渡については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第五条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第二十一条第四項に規定する特定自動車の取得が施行日から平成十九年八月三十一日までの間に行われる場合における同項の規定の適用については、同項第二号中「車両総重量が三・五トンを超える特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの」とあるのは、「車両総重量が三・五トンを超える特定自動車」とする。

(狩猟税に関する経過措置)

第六条 新条例第百六十五条第一項及び第百六十九条第二項の規定は、この条例(第百六十五条第一項及び第百六十九条第二項の改正規定並びにこの条の規定に限る。)の施行の日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、同日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

(信託法の制定に伴う県民税、事業税及び地方消費税に関する経過措置)

第七条 新条例第三十条、第四十七条、第四十七条の二、第四十八条、第四十九条及び第五十六条の二の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる信託(遺言によつてされた信託にあつては同日以後に遺言がされたものに限る、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第百九号)第三条第一項、第六条第一項、第十一条第二項、第十五条第二項、第二十六条第一項、第三十条第二項又は第五十六条第二項の規定により同法第三条第一項に規定する新法信託とされた信託(以下この項において「新法信託」という。)を含む。)について適用し、同日前に効力が生じた信託(遺言によつ

てされた信託にあつては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除く。)

2 新条例第四十六条の四の規定は、同条第一項に規定する集団投資信託の信託財産について信託法の施行の日以後に徴収される利子割の額について適用し、旧条例第四十六条の四第一項に規定する合同運用信託又は特定投資信託以外の信託財産について同日前に徴収された利子割の額については、なお従前の例による。

3 新条例附則第五条第一項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が信託法の施行の日以後に同項に規定する配当所得を有することとなる場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に旧条例附則第五条第一項に規定する配当所得を有することとなる場合については、なお従前の例による。

参考資料

佐賀県税条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(納税義務者等)</p> <p>第三十条 県民税は、第一号に掲げる者に対しては均等割額及び所得割額の合計額によつて、第三号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税割額の合計額によつて、第二号及び第四号に掲げる者に対しては均等割額によつて、第四号の二に掲げる者に対しては法人税割額によつて、第五号に掲げる者に対しては利子割額によつて、第六号に掲げる者に対しては配当割額によつて、第七号に掲げる者に対しては株式等譲渡所得割額によつて課する。</p> <p>一〜四 略</p> <p>四の二 法人課税信託(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第二十九号</p>	<p>(納税義務者等)</p> <p>第三十条 県民税は、第一号に掲げる者に対しては均等割額及び所得割額の合計額によつて、第三号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税割額の合計額によつて、第二号及び第四号に掲げる者に対しては均等割額によつて、第五号に掲げる者に対しては利子割額によつて、第六号に掲げる者に対しては配当割額によつて、第七号に掲げる者に対しては株式等譲渡所得割額によつて課する。</p> <p>一〜四 略</p>

の二に規定する法人課税信託をいう。以下この節及び第四十七条において同じ。)の引受けを行うことにより法人税を課される個人で県内に事務所又は事業所を有するもの

五 利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等(法第二十四条第八項に規定する営業所等をいう。以下この節において同じ。)で県内に所在するものを通じて利子等の支払を受ける者

六 略

七 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十七条の十一の四第一項の規定の適用につき同項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書が提出された同法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する特定口座(以下この号、第四十六条の二十一及び第四十六条の二十二において「選択口座」という。)に係る同法第三十七条の十一の三第一項に規定する特定口座内保管上場株式等(第四十六条の二十一及び第四十六条の二十二第一項において「特定口座内保管上場株式等」という。)の同法第三十七条の十一第一項に規定する譲渡(第四十六条の二十一及び第四十六条の二十二第一項において「譲渡」という。)の対価又は当該選択口座において処理された同法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等(第四十六条の二十一及び第四十六条の二十二第一項において「上場株式等」という。)の同法第三十七条の十一の三第二項に規定する信用取引等(第四十六条の二十一及び第四十六条の二十二第一項において

五 利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等(法第二十四条第八項に規定する営業所等をいう。以下本節において同じ。)で県内に所在するものを通じて利子等の支払を受ける者

六 略

七 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十七条の十一の四第一項の規定の適用につき同項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書が提出された同法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する特定口座(以下本号、第四十六条の二十一及び第四十六条の二十二において「選択口座」という。)に係る同法第三十七条の十一の三第一項に規定する特定口座内保管上場株式等(第四十六条の二十一及び第四十六条の二十二第一項において「特定口座内保管上場株式等」という。)の同法第三十七条の十一第一項に規定する譲渡(第四十六条の二十一及び第四十六条の二十二第一項において「譲渡」という。)の対価又は当該選択口座において処理された同法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等(第四十六条の二十一及び第四十六条の二十二第一項において「上場株式等」という。)の同法第三十七条の十一の三第二項に規定する信用取引等(第四十六条の二十一及び第四十六条の二十二第一項において

<p>「信用取引等」という。)に係る同法第三十七條の十一の四第一項に規定する差金決済(第四十六條の二十一及び第四十六條の二十二第一項において「差金決済」という。)に係る差益に相当する金額の支払を受ける個人で当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在において県内に住所を有するもの</p> <p>2 外国法人(法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人をいう。)に対するこの節の規定の適用については、その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号以下「施行令」という。)で定めるものをもつて、その事務所又は事業所とする。</p> <p>3 法第二十五條第一項第二号に掲げる者で、収益事業(施行令第七條の四に規定する事業をいう。以下この節において同じ。)を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うものに対する県民税は、第一項の規定にかかわらず、県内に当該収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。</p> <p>4 法人税法第二條第六号の公益法人等(防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十條の二第一項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二條第二項に規定する法人を含む。以下この節において同じ。)のうち法第二十五條第一項第二号に</p>	<p>「信用取引等」という。)に係る同法第三十七條の十一の四第一項に規定する差金決済(第四十六條の二十一及び第四十六條の二十二第一項において「差金決済」という。)に係る差益に相当する金額の支払を受ける個人で当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在において県内に住所を有するもの</p> <p>2 外国法人(法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人をいう。)に対する本節の規定の適用については、その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号以下「施行令」という。)で定めるものをもつてその事務所又は事業所とする。</p> <p>3 法第二十五條第一項第二号に掲げる者で、収益事業(施行令第七條の四に規定する事業をいう。以下本節において同じ。)を行なう者に対する県民税は、第一項の規定にかかわらず、県内に当該収益事業を行なう事務所又は事業所を有するものに課する。</p> <p>4 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二條第六号の公益法人等(防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十條の二第一項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二條第二項に規定する法人を含む。以下この節において同じ。)の</p>	<p>掲げる者以外のもの及び次項の規定により法人とみなされるものに対する法人税割(法人税法第七十四條第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。)は、第一項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。</p> <p>5 法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節中法人に関する規定を適用する。</p> <p>6 略</p> <p>7 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める日から一月以内に、規則で定めるところにより、規則で定める事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(以下この節において「法人等」という。)で県内において事務所、事業所又は寮等を設け、移転し、又は廃止したもの、当該事務所、事業所又は寮等を設け、移転し、又は廃止した日</p> <p>(信託財産に係る利子等の課税の特例) 第四十六條の四 法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人がその引き受けた集団投資信託(所得税法第十三條第三項第一号に規定する集団投資信託をいい、国内にある営業所に信託されたものに限る。以</p>
<p>「信用取引等」という。)に係る同法第三十七條の十一の四第一項に規定する差金決済(第四十六條の二十一及び第四十六條の二十二第一項において「差金決済」という。)に係る差益に相当する金額の支払を受ける個人で当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在において県内に住所を有するもの</p> <p>2 外国法人(法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人をいう。)に対するこの節の規定の適用については、その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号以下「施行令」という。)で定めるものをもつて、その事務所又は事業所とする。</p> <p>3 法第二十五條第一項第二号に掲げる者で、収益事業(施行令第七條の四に規定する事業をいう。以下この節において同じ。)を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うものに対する県民税は、第一項の規定にかかわらず、県内に当該収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。</p> <p>4 法人税法第二條第六号の公益法人等(防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十條の二第一項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二條第二項に規定する法人を含む。以下この節において同じ。)のうち法第二十五條第一項第二号に</p>	<p>「信用取引等」という。)に係る同法第三十七條の十一の四第一項に規定する差金決済(第四十六條の二十一及び第四十六條の二十二第一項において「差金決済」という。)に係る差益に相当する金額の支払を受ける個人で当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在において県内に住所を有するもの</p> <p>2 外国法人(法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人をいう。)に対する本節の規定の適用については、その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号以下「施行令」という。)で定めるものをもつてその事務所又は事業所とする。</p> <p>3 法第二十五條第一項第二号に掲げる者で、収益事業(施行令第七條の四に規定する事業をいう。以下本節において同じ。)を行なう者に対する県民税は、第一項の規定にかかわらず、県内に当該収益事業を行なう事務所又は事業所を有するものに課する。</p> <p>4 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二條第六号の公益法人等(防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十條の二第一項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二條第二項に規定する法人を含む。以下この節において同じ。)の</p>	<p>掲げる者以外のもの及び次項の規定により法人とみなされるものに対する法人税割(法人税法第七十四條第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。)は、第一項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。</p> <p>5 法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節中法人に関する規定を適用する。</p> <p>6 略</p> <p>7 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める日から一月以内に、規則で定めるところにより、規則で定める事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(以下本節において「法人等」という。)で県内において事務所、事業所又は寮等を設け、移転し、又は廃止したもの、当該事務所、事業所又は寮等を設け、移転し、又は廃止した日</p> <p>(信託財産に係る利子等の課税の特例) 第四十六條の四 信託会社(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一條第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。)がその引き受けた合同運</p>
<p>掲げる者以外のもの及び次項の規定により法人とみなされるものに対する法人税割(法人税法第七十四條第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。)は、第一項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。</p> <p>5 法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節中法人に関する規定を適用する。</p> <p>6 略</p> <p>7 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める日から一月以内に、規則で定めるところにより、規則で定める事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(以下この節において「法人等」という。)で県内において事務所、事業所又は寮等を設け、移転し、又は廃止したもの、当該事務所、事業所又は寮等を設け、移転し、又は廃止した日</p> <p>(信託財産に係る利子等の課税の特例) 第四十六條の四 信託会社(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一條第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。)がその引き受けた合同運</p>	<p>掲げる者以外のもの及び次項の規定により法人とみなされるものに対する法人税割(法人税法第七十四條第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。)は、第一項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。</p> <p>5 法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節中法人に関する規定を適用する。</p> <p>6 略</p> <p>7 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める日から一月以内に、規則で定めるところにより、規則で定める事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(以下本節において「法人等」という。)で県内において事務所、事業所又は寮等を設け、移転し、又は廃止したもの、当該事務所、事業所又は寮等を設け、移転し、又は廃止した日</p> <p>(信託財産に係る利子等の課税の特例) 第四十六條の四 信託会社(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一條第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。)がその引き受けた合同運</p>	<p>掲げる者以外のもの及び次項の規定により法人とみなされるものに対する法人税割(法人税法第七十四條第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。)は、第一項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。</p> <p>5 法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節中法人に関する規定を適用する。</p> <p>6 略</p> <p>7 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める日から一月以内に、規則で定めるところにより、規則で定める事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(以下本節において「法人等」という。)で県内において事務所、事業所又は寮等を設け、移転し、又は廃止したもの、当該事務所、事業所又は寮等を設け、移転し、又は廃止した日</p> <p>(信託財産に係る利子等の課税の特例) 第四十六條の四 信託会社(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一條第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。)がその引き受けた合同運</p>

<p>2 略</p>	<p>2 前項の規定により控除すべき集団投資信託の信託財産について徴収された利子割の額は、施行令で定めるところにより、前二条の規定を適用した場合の当該集団投資信託の収益の分配に係る利子割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除すべき集団投資信託の信託財産について徴収された利子割の額は、当該集団投資信託の収益の分配の額の計算上、当該収益の分配の額に加算する。</p> <p>(利子割の市町に対する交付) 第四十六条の十 県は、納入された利子割額に相当する額から、法第五十三条第三十二項の規定により控除し、同条第四十一項の規定により充当し、又は同条第四十二項の規定により還付し、若しくは充当した金額に相当する額を減額した額に、法第六十五条の二第一項の規定による請求に基づき他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定による請求に基づき他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額に施行令で定める率を乗じて得た額の五分の三に相当する額を、施行令で定めるところにより、県内の市町に対し、当該市町に係る個人の県民税の額にあん分して交付するものとする。</p>	<p>用信託又は特定投資信託以外の投資信託(所得税法第七十六条第二項に規定する特定投資信託以外の投資信託をいう。以下本条において同じ。)の信託財産について徴収された利子割の額は、施行令で定めるところにより、前二条の規定を適用した場合の当該合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託の収益の分配に係る利子割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除すべき合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託の信託財産について徴収された利子割の額は、当該合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託の収益の分配の額の計算上、当該収益の分配の額に加算する。</p> <p>(利子割の市町に対する交付) 第四十六条の十 県は、納入された利子割額に相当する額から、法第五十三条第三十二項の規定により控除し、又は同条第四十一項の規定により還付し若しくは充当した金額に相当する額を減額した額に、法第六十五条の二第一項の規定による請求に基づき他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定による請求に基づき他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額に施行令で定める率を乗じて得た額の五分の三に相当する額を、施行令で定めるところにより、県内の市町に対し、当該市町に係る個人の県民税の額にあん分して交付するものとする。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 前項の規定により控除すべき合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託の信託財産について徴収された利子割の額は、当該合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託の収益の分配の額の計算上、当該収益の分配の額に加算する。</p> <p>(利子割の市町に対する交付) 第四十六条の十 県は、納入された利子割額に相当する額から、法第五十三条第三十二項の規定により控除し、又は同条第四十一項の規定により還付し若しくは充当した金額に相当する額を減額した額に、法第六十五条の二第一項の規定による請求に基づき他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定による請求に基づき他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額に施行令で定める率を乗じて得た額の五分の三に相当する額を、施行令で定めるところにより、県内の市町に対し、当該市町に係る個人の県民税の額にあん分して交付するものとする。</p>	<p>(株式等譲渡所得割の特別徴収義務者の指定) 第四十六条の二十一 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、選択口座が開設されている租税特別措置法第三十七条の十一の第三項第一号に規定する金融商品取引業者等で当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在において県内に住所を有する個人に対して当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をするものとする。</p> <p>(事業税の納税義務者等) 第四十七条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額によつて、その法人に課する。 一 次号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ 略 ロ 法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の二十四の七第五項各号に掲げる法人、第三項の規定により法人とみなされるもの、第四項に規定する法人課税信託の引受けを行う個人、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二十二項に規定する</p>
<p>2 略</p>	<p>(株式等譲渡所得割の特別徴収義務者の指定) 第四十六条の二十一 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、選択口座が開設されている租税特別措置法第三十七条の十一の第三項第一号に規定する証券業者等で当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在において県内に住所を有する個人に対して当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をするものとする。</p> <p>(事業税の納税義務者等) 第四十七条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額によつて、その法人に課する。 一 次号及び第三号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ 略 ロ 法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の二十四の七第六項各号に掲げる法人、第三項の規定により法人とみなされるもの、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二十九項に規定する投資法人及び資産の流動化に関する法律(平成十年</p>	<p>(株式等譲渡所得割の特別徴収義務者の指定) 第四十六条の二十一 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、選択口座が開設されている租税特別措置法第三十七条の十一の第三項第一号に規定する証券業者等で当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在において県内に住所を有する個人に対して当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をするものとする。</p> <p>(事業税の納税義務者等) 第四十七条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額によつて、その法人に課する。 一 次号及び第三号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ 略 ロ 法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の二十四の七第六項各号に掲げる法人、第三項の規定により法人とみなされるもの、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二十九項に規定する投資法人及び資産の流動化に関する法律(平成十年</p>

<p>投資法人及び資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第三項に規定する特定目的会社並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの所得割額</p> <p>二 略</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業(施行令第十五条に規定する事業をいう。)又は法人課税信託の引受けを行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。)は、法人とみなして、この節の規定を適用する。</p> <p>4 法人課税信託の引受けを行う個人には、第二項の規定により個人が行う事業に対する事業税を課するほか、法人とみなして、法人が行う事業に対する事業税を課する。</p> <p>(法人の事業税の課税標準) 第四十七条の二 法人が行う事業に対する事業税の課税標準は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものによる。</p> <p>一 次号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる事業税の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの イハ 略</p>	<p>法律第五号)第二条第三項に規定する特定目的会社並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額</p> <p>二 特定信託の受託者である法人が行う信託業(特定信託に係るものに限る。)特定信託所得割額</p> <p>三 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがありかつ、収益事業(施行令第十五条に規定する事業をいう。)を行うもの(当該社団または財団で収益事業を廃止したものを含む。)は、法人とみなして、この節の規定を適用する。</p>	<p>法律第五号)第二条第三項に規定する特定目的会社並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額</p> <p>二 特定信託の受託者である法人が行う信託業(特定信託に係るものに限る。)特定信託所得割額</p> <p>三 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがありかつ、収益事業(施行令第十五条に規定する事業をいう。)を行うもの(当該社団または財団で収益事業を廃止したものを含む。)は、法人とみなして、この節の規定を適用する。</p>
<p>(法人の事業税の課税標準) 第四十七条の二 法人が行う事業に対する事業税の課税標準は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものによる。</p> <p>一 次号及び第三号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる事業税の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの イハ 略</p> <p>二 特定信託の受託者である法人が行う信託業(特定信託に係るものに限る。)特定信託所得割額</p>	<p>法律第五号)第二条第三項に規定する特定目的会社並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額</p> <p>二 特定信託の受託者である法人が行う信託業(特定信託に係るものに限る。)特定信託所得割額</p> <p>三 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがありかつ、収益事業(施行令第十五条に規定する事業をいう。)を行うもの(当該社団または財団で収益事業を廃止したものを含む。)は、法人とみなして、この節の規定を適用する。</p>	<p>法律第五号)第二条第三項に規定する特定目的会社並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額</p> <p>二 特定信託の受託者である法人が行う信託業(特定信託に係るものに限る。)特定信託所得割額</p> <p>三 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがありかつ、収益事業(施行令第十五条に規定する事業をいう。)を行うもの(当該社団または財団で収益事業を廃止したものを含む。)は、法人とみなして、この節の規定を適用する。</p>
<p>(法人の事業税の税率等) 第四十九条 法人が行う事業(電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p>	<p>(法人の事業税の税率等) 第四十九条 法人が行う事業(電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p>	<p>二 略</p> <p>2 前項第一号イの各事業年度の付加価値額は法第七十二条の十四の規定により、同号口の各事業年度の資本金等の額は法第七十二条の二十一の規定により、同号ハの各事業年度の所得及び清算所得は法第七十二条の二十三第一項から第六項までの規定により、前項第二号の各事業年度の収入金額は法第七十二条の二十四の規定により算定する。</p>
<p>(法人の事業税の税率等) 第四十九条 法人が行う事業(特定信託の受託者である法人が行う信託業(特定信託に係るものに限る。)並びに電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p>	<p>(法人の事業税の税率等) 第四十九条 法人が行う事業(特定信託の受託者である法人が行う信託業(特定信託に係るものに限る。)並びに電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p>	<p>託業(特定信託に係るものに限る。)各特定信託の各計算期間の所得</p> <p>三 略</p> <p>2 前項第一号イの各事業年度の付加価値額は法第七十二条の十四の規定により、同号口の各事業年度の資本金等の金額は法第七十二条の二十一の規定により、同号ハの各事業年度の所得及び清算所得は法第七十二条の二十三第一項から第六項までの規定により、前項第二号の各特定信託の各計算期間の所得は同条第七項の規定により、前項第三号の各事業年度の収入金額は法第七十二条の二十四の規定により算定する。</p> <p>4 前項の規定によりその他の事業に関する経理を行う法人が特定信託の受託者であるときは、当該特定信託の部分は特定信託以外の部分と区分して経理を行わなければならない。この場合において、特定信託の部分は各特定信託ごとに区分して経理を行わなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>3 前項の規定によりその他の事業に関する経理を行う法人が特定信託の受託者であるときは、当該特定信託の部分は特定信託以外の部分と区分して経理を行わなければならない。この場合において、特定信託の部分は各特定信託ごとに区分して経理を行わなければならない。</p> <p>4 略</p>

一〇三 略

2| 略

3| 他の二以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が千円以上のものを行う事業に対する事業税の額は、第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人

一〇三 略

2 特定信託の受託者である法人の行う信託業（特定信託に係るものに限る。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 特別法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各特定信託の各計算期間の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各特定信託の各計算期間の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の五
各特定信託の各計算期間の所得のうち年四百万円を超える金額	百分の六・六

二 その他の法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各特定信託の各計算期間の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各特定信託の各計算期間の所得のうち年四百万円以下の金額	百分の五
各特定信託の各計算期間の所得のうち年四百万円を超える年八百万円以下の金額	百分の七・三
各特定信託の各計算期間の所得のうち年八百万円を超える金額	百分の九・六

3| 略

4| 他の二以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が千円以上のものを行う事業に対する事業税の額は、第一項又は第二項の規定にかかわらず、次の各号に

の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 第四十七条第一項第一号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
イ〜ハ 略

二 特別法人 各事業年度の所得及び清算所得に百分の六・六を乗じて得た金額

三 その他の法人 各事業年度の所得及び清算所得に百分の九・六を乗じて得た金額

（個人の事業税の課税標準の区分経理の義務）
第五十一条の三 法第七十二条の二十項第一号から第五号までに掲げる事業を行う個人で個人が行う事業に対する事業税の納税義務があるものは、当該個人が行う事業から生ずる所得について、法第七十二条の四十九の八第一項ただし書の規定によつて当該個人が行う事業に対する事業税の課税標準とすべき所得の計算上総収入金額及び必要な経費に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。

（個人の事業税の税率等）

掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 第四十七条第一項第一号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
イ〜ハ 略

二 特別法人 次に掲げる金額の合計額
イ 各事業年度の所得及び清算金額に百分の六・六を乗じて得た金額
ロ 各特定信託の各計算期間の所得に百分の六・六を乗じて得た金額

三 その他の法人 次に掲げる金額の合計額
イ 各事業年度の所得及び清算所得に百分の九・六を乗じて得た金額
ロ 各特定信託の各計算期間の所得に百分の九・六を乗じて得た金額

（個人の事業税の課税標準の区分経理の義務）
第五十一条の三 法第七十二条の二十九項第一号から第五号までに掲げる事業を行う個人で個人が行う事業に対する事業税の納税義務があるものは、当該個人が行う事業から生ずる所得について、法第七十二条の四十九の八第一項ただし書の規定によつて当該個人が行う事業に対する事業税の課税標準とすべき所得の計算上総収入金額及び必要な経費に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。

（個人の事業税の税率等）